

福岡県田川地区消防組合職員の定年に関する条例

〔昭和 58 年 12 月 9 日〕
条 例 第 3 号

改正 平成 7 年 12 月 19 日条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定に基づき、職員の定年に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年による退職)

第 2 条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日に退職する。

(定年)

第 3 条 職員の定年は、年齢 60 歳とする。

(定年に関する施策の調査等)

第 4 条 管理者は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、昭和 60 年 3 月 31 日から施行する。ただし、第 4 条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年条例第 4 号）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。